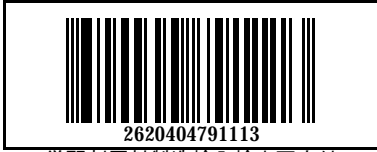


大阪府庁POS 手数料\2,900-



覚醒剤原料製造輸入輸出再交付

製造業者
覚醒剤原料輸入業者指定証再交付申請書
輸出業者

覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第11条第1項の規定により指定証の再交付を申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

近畿厚生局長 殿

指 定 証 の 番 号		指 定 年月日	年 月 日
業 務 所	所 在 地		
	名 称	(TEL :)	
再交付の事由 及びその年月日			年 月 日

1. 留意事項

提出期限 事由が生じた日から 15 日以内

2. 添付書類

(1) 亡失した場合 指定証亡失の理由

(2) き損した場合 き損した覚醒剤原料製造業者指定証等

3. 提出部数

生活衛生室薬務課管内	3 部
保健所管内	3 部